○ 金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)

改正案	現行
(業務管理体制の整備)	(業務管理体制の整備)
第三百六条 法第六十六条の三十三第一項の規定により信用格付業者	第三百六条 法第六十六条の三十三第一項の規定により信用格付業者
が整備しなければならない業務管理体制は、次に掲げる要件を満た	が整備しなければならない業務管理体制は、次に掲げる要件を満た
さなければならない。	さなければならない。
一~三(略)	一~三 (略)
四 信用格付業者の業務の適正を確保するための次に掲げる体制の	四 信用格付業者の業務の適正を確保するための次に掲げる体制の
整備に係る措置がとられていること。	整備に係る措置がとられていること。
イ 役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための	イ 役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための
体制	体制
ロ 役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	ロ 役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
ハ 付与した信用格付と異なる信用格付を提供し、又は閲覧に供	(新設)
することを防止するための体制その他の信用格付行為に関する	
事務処理の誤りを防止するための体制	
二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制	ハ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
五~十七 (略)	五~十七 (略)
2~8 (略)	2~8 (略)
(説明書類の記載事項)	(説明書類の記載事項)
第三百十八条 法第六十六条の三十九に規定する内閣府令で定めるも	第三百十八条 法第六十六条の三十九に規定する内閣府令で定めるも

のは、次に掲げる事項とする。 一•二 (略)

三 信用格付業者の業務管理体制の整備の状況(次に掲げる事項の 概要を含む。) イ〜ニ (略)

へ〜カ (略)

四 · 五

(略)

ホ 特定行為の種類及び利益相反回避措置

のは、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 信用格付業者の業務管理体制の整備の状況(次に掲げる事項の

概要を含む。)

イ〜ニ (略)

ホ 特定行為の種類及び利益相反回避措置の概要

へ〜カ

四 · 五

略)